

地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業に係るよくある質問(Q&A)

1. 申請団体について

質問内容	回答
現在法人格を持っていない場合でも申請できるか。	貸付契約締結(平成27年1月頃)までに取得する予定があれば申請可能です。ただし、法人格の取得は必須ですので、法人格が取得できない場合は貸付契約できません。
自治会の場合どのように法人格を取得するのか。	市役所(町役場)に認可地縁団体の申請を行ってください。なお、認可地縁団体の要件等については、市町の所管課にお問い合わせ下さい。
新たに団体を作る場合、必要提出書類のうち提出できないものがあるが、応募の時点で用意できなくてもよいか。	提出ができない添付書類につきましては、申請時点で用意できない場合であっても、提出遅延理由及び提出予定日を示してもらうことで申請を認めることがあります。事前にご相談ください。
団体の意思決定確認書として、総会で決定した議事録が必要となっているが、理事会レベルでの決定でもよいか。	団体の定款や規約に則った形で決定したことが分かる資料のみを有効とするため、総会において決定することが定められている場合、理事会での決定を示す資料では認められません。
自治会が法人格を取らず、NPO法人が表に立って自治会のサポートをするといった形でも申請できるか。	この場合、NPO法人から申請いただくことが可能です。ただし、こういった形で自治会をサポートするのか(自治会の施設を賃借する場合は、賃貸契約の内容)が分かる資料を申請書に添付してください。
自治会として認可地縁団体になったはいいが、収益事業をすることで収益事業者として扱われないか。	収益事業を行った場合、認可地縁団体であっても法人税が課せられることとなります。なお、認可地縁団体が収益事業をすること自体は問題ありません。

2. 自己資金について

質問内容	回答
自己資金の集め方にはいろいろあると思うが、疑似私募債等でもいいか。	自己資金調達方法については、特に制約は設けていません。(次項目も参照ください。)
自己資金として民間から資金を借入れ、その残りを本事業で借りることはできるか。	可能です。ただし、地域の住民がお金を出し合って事業化を目指すことを想定しており、自己資金を臨時の自治会費などの形で集める方が、単に金融機関から借り入れるよりも審査の点数が高くなります。

3. 返済額・方法について

質問内容	回答
売電開始が遅れて平成27年8月になった場合、第1回目の返済はいつになるか。	売電開始の時期に関わらず、平成27年度の返済は別途定める年度内の日に行っていただくこととなります。なお、返済額は、売電開始から第1回目の返済までの売電収入に応じて算出した金額と貸付金額を20年で除した金額を稼働日数で按分した額のどちらか高い方を上回る金額となります。
売電収入の2分の1以上の返済となっているが、システムの規模が大きく売電収入が多い場合、貸付期間が短くなると思われる。このように20年より大幅に貸付期間が短くなる場合でも売電収入の2分の1以上を返済するのか。	売電収入が多くなり貸付期間が短くなる場合でも年間売電収入額の2分の1以上の金額を返済することになります。(次項目もご参照ください。)
「返済額は、貸付金額を20年で除した金額と年間売電収入額の2分の1の金額のどちらか高い方を上回ることを原則とする。」とあるが、特例として、貸付金額を20年で除した金額を返済額とすることを認められないか。	本事業に係る特別な事情があれば、その内容により返済額を貸付金額を20年度で除した金額に設定することを認める場合もありますので、事前にご相談ください。ただし、返済期間が短い方が審査の点数が高くなります。
天候不順等により売電収入が少なく、当初の計画通り返済できない場合はどうなるのか。	天候不順等が生じた場合でも20年間で返済していただくこととなります。ただし、天候不順が著しい等の特別な事情が生じた場合、必要に応じて別途協議させていただきます。
天候良好が続く、売電収入が多かった場合は、当初の計画より返済期間を短くできるか。	天候良好が続くと、毎年の返済額が当初予定より高くなり、返済期間は短くなると考えられます。この場合も含め、当初計画より前倒して返済することは可能です。
自己資金の割合が高い場合、数年で返済可能となるが、20年より大幅に短い期間でも貸付は可能か。	貸付期間の20年は最長の期間であるため、これより短い期間での貸付は可能です。(返済期間が短い方が、審査の点数が高くなります。)
当初予定の貸付期間にかかわらず、前倒して一括返済はできるか。	残高の一括返済は可能です。ただし、毎年の返済額は貸付金額を20年で除した金額と年間売電収入額の2分の1の金額のどちらか高い方を上回ることを原則とするため、返済しない年度を設けた後に20年以内のある年度に一括返済することはできません。
発電した電気を施設で使用し、余剰だけを売電することは可能か。	固定価格買取制度を活用して余剰電力を売電することは可能です。ただし、全量売電を選択した方が(太陽光発電の設置容量が10kW未満の場合を除き、余剰売電か全量売電かが選択できます。)、収益性は高くなります。
太陽光発電の設備容量が10kW未満の場合でも返済期間を20年間で設定することは可能か。	本事業は固定価格買取制度を活用することを前提としているため、返済期間は固定価格買取期間内であることを原則とします。このため、太陽光発電10kW未満の場合の貸付期間は10年となります。ただし、他の収入や自己資金を充て返済を確実に実施される場合は、10年を超える貸付期間が認められることがありますので、事前にご相談ください。

4. 設備認定について

質問内容	回答
採択団体の決定までに設備認定の申請を行うことになっているが、採択されなかった場合、簡単に申請を取り消すことができるか。	経済産業省への設備認定の申請は無料であり、認定を受けた後であっても取消は可能です。また、50kW以上の場合、電力会社と3ヶ月の協議期間と接続検討費用として21万円を支払う必要がありますが、50kW未満の場合、電力会社との協議において費用は発生しません。
募集期間の3ヶ月で経済産業省の設備認定までいくのは難しいと思われるが、どこまで進めておく必要があるか。	申請時点では、電力会社との協議内容が分かる資料を添付いただければ結構です。ただし、H26年度の固定買取価格の適用を受けられるよう設備認定の申請は余裕を持って各自行ってください。
売電をするには、何か資格を持った人が必要か。	設置容量が50kW以上であれば、電気主任技術者の選任が必要となりますが、50kW未満であればその必要はありません。

5. その他

質問内容	回答
今後わからないことがあれば、再生可能エネルギー相談支援センターを活用したらよいか。	技術的なことや一般的な再生可能エネルギーに関することについては、同センターにお問い合わせいただき、事業申請に関することについては、当課にお問い合わせください。
賃借した土地の上に施設を設置しており、その屋根に設置する場合でも、土地所有者との契約書が必要か。	この場合であっても、土地の賃借について契約内容が分かる資料を添付してください。
この事業を実施するにあたり、他の事業も手がけている関係で事業費が1,000万円を超える場合は、消費税の納税と還付の出入りがあるが、シミュレーションに記載の必要はないか。	消費税課税事業者となる場合は、消費税の納税については「支出」の欄の「その他」に、還付については「収入」の「その他」の欄にそれぞれ記載してください。
審査において、周辺住民の理解度はどういった尺度で審査するのか。	景観や光害等が問題となって途中で事業が頓挫する可能性もあるため、周辺住民の了解を得ているか(了解が得られていない場合は話し合いをどのような形で行っているか)等を審査の評価項目としています。
自分達で再生可能エネルギーに関する勉強会を開いたりしているが、その旨を記載した方がよいか。	評価の項目に繋がるので、積極的に記載してください。
手数料は貸付契約の初年度に1回目を支払うことになっているが、工事完了が平成27年4月以降となった場合、手数料は前払いとなるのか。	貸付契約は平成26年度中に締結されるため、工事完了が4月以降となった場合でも、初年度の手数料は契約書に記載された貸付金額に0.2%を乗じた額を年度内にお支払いいただくこととなります。